

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から同年9月まで

私は、国民年金保険料の納付を全て夫に任せていた。夫からは、「3年分くらいは納めることができなかつたが、後の分は全部納めた。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間①が申請免除、②が未納となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、「私は夫から、国民年金保険料をどのように納めていたか忘れたが、保険料は夫婦二人分を一緒に納めたと聞いていた。」と主張しており、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和43年10月から44年3月までの期間については、同月28日付けで保険料の免除が承認されている上、昭和42年度は42年10月31日に、44年度は44年7月31日に、45年度は45年7月31日に、46年度は46年7月31日にそれぞれ一括して保険料を納付していることが確認できるところ、申立人及び申立人の夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の納付記録は、夫婦共に当該納付記録と一致していることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、昭和43年度の国民年金保険料の申請免除期間は、昭和43年10月からとなっていることを踏まえると、前記の保険料の納付行動から、同月頃に申立期間直後の期間に係る申請免除手続を行ったことが推認されることから、当該手続時点では、申立人の申立期間②に係る保険料は

現年度納付が可能であった。

さらに、申立人及び申立人の夫の特殊台帳では、申立期間②は未納であり、その直後の期間は追納になっている一方、オンライン記録では、申立期間②は納付であり、その直後の期間は未納となっているなど、行政側の記録管理の不備がうかがわれる。

一方、申立期間①については、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の記録は、申立人と同様に申請免除期間となっていることが確認できる上、申立人は、「申立期間①のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料は、夫が書いた 39 年 4 月 30 日の日記にある国民年金一年分 6,000 円の記載のとおり、同日に夫婦二人分を現金で一括納付した。40 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料は、47 年 11 月 2 日の日記にある国保料 3 万 3,600 円の記載のとおり、同日に夫婦二人分を現金で一括納付した。」と主張しているものの、納付したとする金額は当時の保険料額とは相違する。

また、前述の日記以外に申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月から平成元年 2 月まで
② 平成元年 4 月から同年 9 月まで
③ 平成 2 年 1 月から同年 6 月まで
④ 平成 3 年 8 月から 4 年 1 月まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間について、A社に勤務していたとき、会社から健康保険料や厚生年金保険料を給与から控除するので、二重納付にならないようにB町の国民健康保険税や国民年金保険料を納付しないように言われ、健康保険証を受け取った記憶がある。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間①から④までにおいてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、商業登記簿謄本により、同社は平成4年に解散しているほか、連絡の取れた当時の代表取締役は、「当時の資料は無いが、会社は厚生年金保険に加入していない。雇用保険は加入していた。また、亡き社長からも同様のことを聞いた記憶がある。」と証言している。

また、申立人が所持している平成2年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載されている社会保険料額は、申立期間③当時の

厚生年金保険料額とは大きく相違している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない上、オンライン記録によれば、A社の元代表取締役の二人及び元取締役も、申立期間について、厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金の被保険者期間であることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は昭和35年12月27日から平成4年5月1日までの期間、国民年金に加入している上、申立期間④は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月頃から 44 年 3 月頃まで

私は、申立期間について、A社B工場（現在は、C社）に勤務していた。毎年冬期間のみ、同社同工場に季節工として勤務しており、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、申立期間だけ未加入となっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員の証言から、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「昭和 40 年代の季節工の記録は残っておらず、確認できる資料が無い。」と回答している上、C健康保険組合は、「資料等は保存期間経過のため提供することができない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により連絡の取れた元従業員 6 人のうち、昭和 43 年 11 月に被保険者資格を取得している二人は、「自分は季節工として勤務していた。会社から、厚生年金保険の加入希望の有無を聞かれた。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では必ずしも全ての季節工を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 4 月 16 日まで
申立期間について、年金事務所に厚生年金保険記録を照会したところ、脱退手当金を受給しているとの回答だった。しかし、A社を退職した後に脱退手当金の手続をした記憶が無いことから、脱退手当金は受給していない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱B社保」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人はA社を昭和39年4月15日に退職後、61年4月に第3号被保険者として国民年金に加入するまでの約22年間、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。